第　３　６　回

米子市淀江地域審議会会議録（概要）

米　子　市

第３６回米子市淀江地域審議会会議録

１．開催日時　平成２９年１０月４日（水）
　　午前９時３０分開会　　午前１１時３０分閉会
２．開催場所　米子市淀江支所　２階大会議室
３．出席者　　委員（敬称略）
　土光均、倉橋修三、松原幹夫、吉田康巳、高西史郎、長谷川晋也、田中由美、古川拓郎、松井智子、吉岡正博、中川良久、長谷川明洋
米子市
　伊木市長
　八幡総務部次長兼行政経営課長、野津行政経営課主任
　岩崎教育委員会事務局長兼教育総務課長、松浦教育総務課主査兼教育企画室長、生田教育総務課主幹
　福本地域生活課係長
　森土木課主幹
　橋井淀江支所次長兼よどえまちづくり推進室長
事務局
　足立淀江支所長兼地域生活課長、青砥地域生活課課長補佐、田原地域生活課主幹、泉原地域生活課主幹、杁野地域生活課主任
４．会議次第
　１　開会
　２　市長挨拶
　３　委嘱状交付
　４　審議会委員紹介
　５　職員紹介
　６　会長及び副会長選出
　７　議事
　　（１）淀江振興本部について
　　（２）淀江区域内における通学路の安全対策について（報告）
　　（３）その他
　８　閉会

会長及び副会長選出
委員の互選により、会長に長谷川晋也委員、副会長に古川拓郎委員が選任されました。

議事１　淀江振興本部について行政経営課が説明を行い、質疑・応答に移行。

高西委員：　よどえまちづくり推進室の立ち上げの際もお願いしたが、新しい組織づくりにあたっては、優秀な人材の配置が第一である。また、それに見合ったしっかりした予算をつけることが必要。そのあたりをよく検討してほしい。

八幡次長：　貴重なご意見として承ります。

吉田委員：　各自治会の代表としては、こういうことを進めていく上で基本となる淀江、宇田川、大和の各公民館の体制の充実をお願いしたい。職員の欠員などのため、市から要請があっても十分に機能を果たせる状況ではないと思う。住民が自由に意見を述べ、足元を固められる体制づくりをお願いしたい。

八幡次長：　公民館に関する問題ですので、所管課に申し伝えます。

土光委員：　公民館に関する意見に同意する。現状では公民館に求められる役割を果たすには厳しい状況。議会でも、担当課でもそういう認識を持っている。

公民館は社会教育の場のみならず重要な役割を担っている。単に担当課に伝えるだけではなく、淀江振興本部の検討にあわせて、公民館の役割も認識していただき横の連携も図って検討してもらいたい。

八幡次長：　貴重なご意見として承ります。

中川委員：　資料中、振興策の柱として３点挙がっているが、旧淀江町では、まちづくりの基本計画として「水と緑と史跡のまち」「住んで良かった、住みたくなるまち」といったキャッチフレーズを付けていた。合併以降、そういったものに基づき推進されている事業がないように思われる。環境面に対する施策を盛り込んで欲しい。

八幡次長：　今日のこの場は総合的な政策の判断をするという場ではなく、ご意見を賜る場と考えております。いただいたご意見を持ち帰らせていただきます。

長谷川委員：　２点ほど質問を。言葉の問題ですが「淀江地域」という表現がわかりづらい。淀江、宇田川、大和の３地区全体を指すという理解で良いか。また、淀江振興本部とよどえまちづくり推進室との違いは何か。

八幡次長：　淀江地域は、当然３地区全部を念頭に置いています。

次に淀江振興本部とよどえまちづくり推進室の違いについてですが、よどえまちづくり推進室は主として産業及び文化振興等を図る目的で設置されています。

淀江振興本部におきましては、将来の淀江地域の振興策を部局横断的に行う予定です。例えば、現状では農林行政は農林課の担当、文化行政は文化課が中心に事業展開しておりますが、淀江地域の振興は、各種施策を可能な範囲で一体的に進めることに意義があると考えております。市長も公約で言っております通り、潜在的な地域資源を生かした地域づくりを推進したいと考えております。

長谷川委員：　資料にある「振興策の柱」には大和地区に関するものがなく、特定の地域しか振興しないように思える。バランス上整理が必要なのではないか。

八幡次長：　淀江振興本部は３地区それぞれを振興しようという発想ではなく、淀江地区全体を振興することで米子市全体を活性化しようというものです。

例えば、皆生温泉はエリア的には米子市の一部ですが、この振興は米子市全体のイメージアップ、産業施策につながってまいります。淀江地区の振興も同様にとらえていただければと思います。

イメージの問題ですのでわかりづらい点もあろうかと思いますが、ご意見につきましては参考にさせていただきます。

吉岡委員：　振興策の柱に「豊かな自然」が入っていることにうれしく思う。ところで、先日の台風では流木や葦などが大量に海に流れ、海岸や港に漂着した。清掃も困難であり、現在でも残っている。また、突堤には養魚場の跡も残ったままになっている。

自然環境は淀江の一つの柱だと考えている。まず現場に向かっていただき淀江の現状を見てもらい、対策をとってもらいたい。

足立支所長：　台風に伴う対応については、即日現場に出向き、県とも連携し対応を行ったところです。台風に限らず自然災害等には同様な対応を行っております。なお、支所職員に対しては、常に現場を見て回るよう指示・啓発等を行っております。何かお気づきのことがありましたらご連絡いただければと思います。

古川副会長：　眠っている「歴史と文化」を生かすこと。それに淀江３地区の特徴、これらをどう旧米子市と結び付けていくのか。

また、組織機構及び事務事業の総点検を行うということだが、具体的にはどのような内容か。

また、資料によれば、淀江振興本部を平成 30 年 4 月を目途に設置するということだが、組織機構及び事務事業の点検をおこなった後、その結果を踏まえてこのようにする、ということをしかるべき時に説明していただきたい。

八幡次長：　具体的には、淀江地区の「歴史と文化」をはじめとする特徴を、観光分野の目玉としたいと考えております。

組織機構の総点検につきましては、全ての組織において、現在の事業を行うにあたり、現状の組織、人員配置で問題がないか課題を洗い出し、検討を行うものです。

事務事業の総点検につきましては、同様に、現在展開している事業等を、費用対効果等も含めて今後継続すべきか検証を行うものです。

これらは市長、副市長にも情報を上げ、検討を行います。また、これらの作業は毎年行っていますが、今年は新市長の就任に伴い、例年より作業を前倒しで行っているものです。

吉田委員：　淀江地域には伝統文化、例えば大小さまざまな祭、行事などが残っている。そういったものを全て淀江の文化としてリストアップするのか。どの程度まで範囲とするのか。

八幡次長：　今後淀江振興本部でまちづくりを進めていきますが、住民の皆様とお話をしながら進めていくことがまちづくりの基本と考えております。特に伝統と文化については住民の皆様と協議しなければ進めていけないと思います。よって、今の段階でこうだと決めるのではなく、試行錯誤しながら皆様と考えていくことも淀江振興本部の役割だと考えております。

土光委員：　今日の説明では具体的な姿がつかめない。淀江振興本部について、人員、予算はどこまで考えているのか。振興本部には本部長を置くことになるのだろうが、支所長と本部長の関係はどうなるのか。

また、支所長に伺いたいが、今の権限、体制で足りないという状況があるのか。

八幡次長：　お尋ねの件につきましては、まさに現在検討中の内容でございますので、申し訳ありませんが具体的な説明はできません。ただ、現状では淀江支所には「部」がなく、支所長の元に地域生活課とよどえまちづくり推進室があるという体制となっておりますので、まずはこのあたりの整理が必要なのかなと考えております。

足立支所長：　支所としては、現在の体制等の中で精一杯各種取り組みを行っているところでございますが、やはり人員等の制約・限界はございます。この

たびの淀江振興本部の件につきましても、そういったことから検討されているものと考えております。

まちづくりは、行政のみが行うものではないと考えております。もちろん事業、施策、制度という面では行政が中心となりますが、住民の活力、住民のスキルをどう形にするかがまちづくりのポイントだと考えております。淀江地区全体におきましては、高齢化が進展する中、人口は微増傾向ですが、淀江、宇田川の２地区では人口は減少しております。振興本部の役割はこういった状況に対応するためのものでもあり、住民の皆様のお力に負う部分が大きいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

松原委員：　上淀の石馬八朔祭については、合併前は無形文化財として町の支援もあったが、新市になってからはそれもなくなり盛り上がらない。

地域の振興については、審議会委員だけの検討では限界もあることから、意見を自治会、住民からも聞いていただきたい。

八幡次長：　貴重なご意見として承ります。

長谷川委員：　要望として申し上げるが、淀江振興本部の権限についてはよく考えていただきたい。現状、支所で対応できない部分は本庁で対応、ということになっているが、住民としてはやはりまどろっこしい。

淀江振興本部の立ち上げにあたっては、各種の窓口が一つになり、そこが責任をもってすべてに対応できるようにしていただきたい。

議事２　淀江区域内における通学路の安全対策について教育総務課が説明を行い、質疑・応答に移行。

松原委員：　通学路における危険箇所は、誰が報告するのか。上淀地区の危険箇所が資料には出ていない。

生田主幹：　危険箇所については各学校から教育委員会に報告をしていただく形になっております。教員もしくは保護者の方が危険箇所を確認し、学校を経由し報告いただいております。

上淀地区の危険箇所については、山陰道の下をくぐる箇所、ＪＲの踏切を越える場所など、資料１に掲載しております。

松原委員：　何年も前から、広域農道から県道までの間に歩道がないことを地域の要望として挙げている。危険箇所となっていないのはなぜか。

生田主幹：　当該箇所については、配布資料上見えにくくなっておりますが報告をいただき、点検を行っております。道路の改良などハード面での対策が困難な場合は、学校における交通安全指導などソフト面での対策を行っております。なお、危険箇所に関する状況は日々変化していくものと考えておりますので、地域のご協力もいただき、新たな危険箇所があれば学校に申し出ていただきたいと思います。

吉田委員：　要望は学校を経由しないといけないのか。自治会は自治会として要望を上げているが、通学路の問題と生活道路の問題はまったく別個の問題なのか。

岩崎局長：　自治会での要望はまた異なるルートで受け付けておりますので、わかりにくい部分もあろうかと思いますが、教育委員会としましては、あくまで子どもが通学路として使っている箇所について対策を行っているところでございます。

情報集約については、学校が危険箇所を早急に把握する必要があることから、各学校において情報を集約することとしておりますが、地域の方から教育委員会にお知らせいただければ対応いたします。

中川委員：　前回の審議会でお願いをした部分であるが、資料３の９ページ、箇所図番号の３４２番については、非常に長い間放置されている。歩道が切れている状態であるが、この資料にはそのあたりが触れられていない。

私は前回の審議会で、この箇所の経緯なり交渉過程を審議会で報告してほしいということを申し上げた。ご説明いただきたい。

資料を見ると、対策済となっていても、側溝蓋がされていない箇所が多数あるようだ。調整の上、必要な箇所には安全対策をしていただきたい。

生田主幹：　ご指摘の箇所については、危険な状況ということは認識しており、道路管理者と点検をしております。結果として、拡幅が困難である等、ハード面での対応が困難であることから、ソフト面での対応をしているところです。

中川委員：　歩道の設置が困難ということだが、民有地を使用して拡幅する検討はされていないのか。

森主幹　ご質問の箇所については、建物、土地がありましてその点が隘路となっております。整備にあたりましては、所有者の方のご同意、自治会長さんやＰＴＡの方々のご協力をいただいた上で要望を上げていただき、整備の検討につなげていきたいと考えております。

中川委員　そうすると所有者との交渉状況はどうか。

福本係長　現在のところ、地権者さんとの交渉は行っておりません。関係各所と協議しながら検討していきたいと思います。

中川委員：　ぜひそれはお願いしたい。

支所長に伺うが、指摘した箇所には、用地買収をして建物を撤去し、10 年近く経過している土地がある。現状駐車場になっているようだがどういう経過があったのか、いつからどういう交渉があったのか。なぜ整備できないのか。

足立支所長：　土地の状況等を把握しておらず詳細はお答え出来かねます。状況を調査させていただきたいと思います。

中川委員のおっしゃる「危険箇所の排除」という要望は受け止めさせていただきます。調査の上、所管課あるいは県との協議を進めてまいります。

古川副会長：　上淀の広域農道に関して、農道であるから歩道を作ることができないと理解しているが、広域農道は一部県道になったと思う。この農道は主要な通学路であることから、歩道の整備が必要と考える。実現困難なのかどうか調査していただきたい。

福本係長：　道路の構造上の問題等もありますので、即答は出来かねます。

古川副会長：　法的に困難なのかもしれないが、検討していただきたい。

生田主幹：　調査してみたいと思います。

議事３　その他

中川委員：　小波上地区において、道路拡張工事が行われているが、１日の通行量はどれくらいか。また、通学路の安全対策の話もあったが、道路整備の優先順位はどのようになっているのか。どういうことであの箇所が整備の対象となっているのか。他に優先的に整備する箇所があるのではないか。

足立支所長：　支所が市道に関して所管としておりますのは、主に道路の維持管理でございます。市道の整備・改良につきましては、建設部所管であることから詳細は存じておりません。申し訳ありません。

土光委員：　会長と副会長に要請を兼ね、見解を伺う。

先期の地域審議会は、条例に基づき公平・公正に運営されていなかったと思う。審議会条例第７条第３項に「会長は、委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない」とある。私はこの規定に基づき、委員の４分の１の署名を集めて審議会の招集請求を行ったにもかかわらず、招集されなかったという事実がある。これは条例に基づいた運営がされていなかったと考えている。

会長、副会長が継続して就任されるにあたり、今後は、条例に基づき公平・公正に運営をやっていただきたい。

長谷川会長：　土光委員の発言のとおり、審議会条例第７条第３項に、委員の４分の１の署名をもって審議会の招集請求が規定されています。

ですが、それ以前に、会長・副会長としては、審議会で審議する案件は米子市の行う事務であることが前提である、と解釈しました。それでそういう返事をさせていただきました。

土光委員：　内容が事務にあたらないということだが、審議会条例を読む限り、とにかく請求があれば招集しなければならないという規定である。これは専門家にも確認した。内容に関しては審議会を開いてからそこで決めるものであって、招集するしないについてこれを持ち出すのは条例に基づいた判断の仕方ではないと思う。

審議内容については、産廃問題に関することを協議したいとして請求をした。産廃問題は米子市の条例上、審議内容に該当するかどうかについては、審議会条例第３条第２項に「前項に掲げるもののほか、審議会は、当該区域に係る事務に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる」となっている。

当該区域に係る事務、すなわち淀江町に係る事項、産廃問題がこれにあたる事項かというと当然あたる。なぜかというと以前の地域審議会で当時の支所長が「この産廃問題はいずれ地域審議会で協議されることになる」と明言している。それから市議会においても、副市長が、「この件

について協議して意見を述べるのは地域審議会の判断だ」と見解を述べている。よって内容が事務にあたらないというのは基本的に間違いであり、要求があれば審議会を開催しなければならないのが条例上の規定である。

蛇足だが、選挙で話題になるが、憲法においても内閣は国会を召集できるが、議員の４分の１以上の要求があればしなければならないとなっており、条例とほぼ同じような内容である。これと同じことで、内容云々で開く開かないを考えるのはおかしいと思う。開いてから内容を議論すべきであり、運用を誤っている。済んだことは仕方がないので、これからの運用についてきちんとしてもらいたい。

長谷川会長：　前向きに検討する。

以上